

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第18回 議事・要旨

2014年10月6日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員11名】池田、亥野、大森、小竹、小堀、中村、林、藤田、村井、谷内、吉岡(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ1名】山崎

【市民会議7名】絹川、岩井、安嶋、武藤、中村、岡本、多田

【ファシリテーター】森山奈美

【アドバイザー】神谷浩夫

【事務局4名】金場、栗山、中谷、舟崎

【欠席】大島、絹川、小松、新美、山岸

◇今回の会議で決定したこと

- ・条例は一旦この委員会の手を離れて市から正式にパブリックコメントが出されているので、誰かが意見を持っている場合は、正式な手順を踏んでパブリックコメントで質問する必要あり。

◇振り返りシートの意見(●は後日意見)

【第18回会議全体について】

- ・パブリックコメントの想定質問について皆の活発な意見や考え方、その根拠が示されて良かった。(複数)
- ・市民会議の方も参加し、意見を聞いた。気付かない点も議論できた。もう少しこのような機会があれば良かった。(複数)
- ・質問をする立場で改めて見直すと新鮮だった。立場や視点を変えて見直すことは良いことだ。(複数)
- ・質問に対して答えが出せないことが課題だ。想定されるパブリックコメントについて、思いがけない質問項目がいくつかあり、これに答えられないものがあり、条文の読み込みが必要に感じた。(複数)
- ・パブリックコメントが無い中で、内容の改善に寄与するためには有益な議論だった。パブリックコメントが無かったとしても議論して良かった。(複数)
- ・今後どのようなコメントが来るか楽しみ。
- ・会議進行、落とし所の素晴らしさが印象に残った。
- ・楽しかった。スムーズに進んで良かった。
- ・前回よりも心が軽くなった。もう少し頑張りたい。皆さんの心強い意見で、まちづくりに参加していき

たいと思った。

【まちづくり市民会議メンバーからの意見】

- ・条例に対するそもそも論が新鮮だった。(複数)
- ・タイムスケジュールがきちんと管理されており、メンバーの関わりやすい雰囲気および進行で良かった。
- ・短い時間で多くの意見が聞けて良かった。
- ・条例策定委員会の皆さんが積極的に発言していることに改めて感心した。
- ・多様な意見があり、条例にまとめるのは大変な作業だと感じた。
- ・パブリックコメントの想定問答として議論したことは先を読んだ良い方法だった。
- ・各グループに分けての話し合い、また、発表との間合いが良かった。
- ・条例では市民、議会、行政が分かりやすく表現されている。
- ・協働のまちづくりのイメージの共有が大事。
- ・条例の作成過程がわからないのもっと知りたい。
- ・是非多くのパブリックコメントが集まるように工夫してほしい。
- ・条例策定委員会と市民会議との交流会があれば良い。
- ・ここに集まっているのはこのまちを思う人達の集まり。「all Nonoichi」で野々市のまちづくりがよりよくなるように話し合えて良かった。これからも市民に愛されるまちになるよう皆で頑張りましょう。

【条例案についての意見】

- ・逐条解説書あるいは手引きを作成しないのか。
- ・推進委員会(仮)が想定する審議検討内容とは何か。

【その他の意見・要望・質問】

- ・前回の会議を休んだら、市長答申を新聞で知り、条例はHPでみた。正直、条例ができたなら、委員に見せてからHP公開が順序ではないか。
- ・市の法規担当者との協議状況はどうなっているのか。
- ・議会との協議はどう進められているのか。
- ・案内に、本日の予定を入れることが重要。(例えば、

想定パブリックコメント、市民会議委員の参加)

◇議事・記録

1. 開会

2. 会議の振り返り

■第17回会議の振り返り

- ・ 前回は、長い間議論したが、パブリックコメントを出せる状態まで条文案を詰めた。
- ・ この策定委員会を約1年間やっていく中で決めた、条例づくりにおける指針として、「野々市を好きになる条例」、「読んだだけで野々市だとわかる、野々市らしさ、若さのある条例」、「市民の言葉でわかりやすく、市民皆に伝わる条例」を定め、迷ったらこの条例づくりの指針を確認して条例づくりを行ってきた。
- ・ 前回は、条文案の各章の検討に入る前に、市民が自発的に動き、市民だけでなく他の方々も一緒に協働で行うことをまちづくりの基本にすること、市民が主役という言葉が条例の中心に据えるかどうかという、原点に立ち返った議論をした。会議全体については、条文の細かい部分を決定して最終まで良い議論ができたという意見が出た。
- ・ この条例の目的は、協働のまちづくりを推進することであるという思いを確認した。これからの野々市市のまちづくりは協働なのだという方向性と、各主体がそれぞれの役割と責務に基づき協力・連携しながら協働によりまちづくりを推進することで、幸せを実感できる地域社会を実現することが、条例の中でも特に重要な部分として議論された。
- ・ 第2章は市民、市長、行政など各主体の役割と責務をどう書くか、これまで17回議論して条文にしたが、初めて条文を読んだ人にとっては、条例作りの指針における「市民の言葉でわかりやすく」という点が薄れてしまうのではないかと危惧がある。
- ・ 議論の中で意見が出た、逐条解説を出すことも今後考える必要がある課題。
- ・ 条例案全体についての意見としては、議論した後の自発的な活動を大事にしたいので、市民のまちづくりへの参加を促すだけでなく、創造力を引き出す一文があると良いという意見が出た。
- ・ まちづくりの担い手に子供の記述が欲しいという意

見も出た。支え合いマップづくりのために第15条に個人情報に関する記述が欲しいという意見が出た。

- ・ ワーキンググループには取りまとめを頑張ってもらいたいというエールが送られている。
- ・ 条例策定委員会よりも、まちづくり市民会議が協働指針づくりのために先に動いていて、昨年度末に成果として指針が配布されたので、この策定委員会としては、野々市が協働のための指針を持っているという前提で、協働がしやすくなり、協働をバックアップできる条例を作りたいという思いで進めてきた。
- ・ 協働指針の中で提案された「ののいちキャンパス」の方程式をもとに、どうしたら協働が動きやすくなるかルール化するにはどうしたら良いかを考えた。
- ・ 条例策定委員は、委員の責任として、身のまわりの人に条例について質問されたら説明する必要がある。

4. 各グループで想定パブリックコメントを出す

条文案はこの後も修正されるという前提でパブリックコメントに出しているが、市民からどう反応が出るか、条項に関しての具体的な質問、条例全体についてこういう質問が来るのではないかと想定をして、その質問に対しての回答を考えた。質問が思い浮かばない人は、ここにこういう解説が必要ではないか、より市民に条文を理解してもらえるアイデアを書く。今回はまちづくり市民会議のメンバーも参加したので自己紹介後、協働指針を作られた市民会議の方は、自分たちが先にやってきたという視点で議論を行った。

※パブリックコメントはつい先日出されたばかりなので、まだコメントは来ていない。



■各グループの想定質問と回答の発表

【Aグループ】

- ・ なぜこの条例が必要なのか。

→総合計画に基づいてその根拠となる条例を制定する必要があること、私たちが野々市に対する愛情を育み、豊かで住み良い野々市を実現するための仕組みづくりとして、皆が幸せを実感できるようにこの条例を制定した。

・この条例を見たときに、市民はどうしたら良いか。

→市民一人一人がお互いに協力し合い、皆が当事者となってまちづくりを進めていきたい。まちづくり市民会議では、協働という言葉で色々なことを言っているが、このまちを良くするための指標にしかすぎない。皆がどうしたら良いのか考えたときに、それぞれがこのまちを愛する人を育てていきたい。

【Bグループ】

・第2条の定義の部分で、4項のまちづくりにおける「あらゆる活動」とは何か。「あらゆる活動」が、全ての活動を指すのであれば記述は必要ないのでは。

→「あらゆる活動」は、地域社会をつくるための活動だが、「あらゆる」という言葉は憶測を呼んで説明しづらいので、「地域社会をつくるための活動」という記述で良いのでは。また、具体的な定義も含めて、逐条解説書があれば良いという回答も良い。

・第1条に「協働のまちづくり」とあり、6項の協働の定義について、協働の中に「住みよいまちづくり」という記述で重複の表現になるため特に必要ないのでは。定義をはっきりしたい。

→「住みよいまちづくり」も削除して、4項のまちづくりの部分に「安心安全で住みよい地域社会をつくるための活動」にすると、すっきりして定義が明確化される。

→協働のなかに「相乗効果を挙げながら、協力して取り組む」、第4条の基本理念の「協力、連携」という言葉が出て意味がバラバラになってしまうので、削除し、第2条6項に「協力、連携」と一括して説明。

・第2条の7項と8項の市民活動と地域活動については、市民活動の中に地域活動があるのか。

→地域活動はエリアごとの町内活動に基づき、市民活動はエリアを超えた個人が集まる別のものと説明する必要がある。

・第3条の2項「総合的な計画を策定」とは何か。

→総合計画のこと。総合計画という言葉を入れるこ

とができないのでこの形にしたと思われる。

・第7条で「市長は広く市民の意見を聴いて」とあるが、具体的にどのようにするか。

→ふれあいミーティングや、市議会などへの出席、議員からの連絡や報告、広聴活動における市民の意見がメールでも来る場合がある。

・第20条の2項「別に定める」とあるが、どこが担うことになるのか。

→推進委員会を定義して「別に定める」という表現は不要なので削除する。



【Cグループ】

・第5条「責任を持ってまちづくりに取り組む」という表現がひっかかる。

→「責任」を「責任感」にすると軽い表現になる。

・第9条で、「行政は、地域活動を行う市民に対して適切な支援を行います」とあり、それぞれの町会でまちづくりが実行されていると思うが、どんな適切な支援をしてくれるのか。

→この文章だとどのような支援か分かりづらいため、「適切な支援」の前に具体的な表現として、「情報提供など」を入れてはどうか。

・第10条の「NPOその他これに類する団体が」とあるが、ここでなぜNPOだけを取り上げたのか。

→背景としては野々市市に住所のあるNPOは存在するが、野々市市内で活動するNPOは無いので適切ではないが、協働指針にもNPOが最初に挙げられているので問題はない。

・第20条「野々市市まちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」といいます)」とあるが、委員会の設置期間は無期限なのか。

→第21条に書いてあるので熟読。

【Dグループ】

・第7条に市長の役割と責務、第8条で行政の役割と

責務とあるが、市長が行政の一部であるとも言えるので、別々に定める必要はないのでは。

- 行政の一部でもあるが、市長は市民から選ばれた代表者なので、代表者としての責務もあるということと、行政の中でも特別な存在なので定めておくべき。
- ・第1条で「条例は協働のまちづくりを推進することを目的とする」とあるが、第18条と、第6章のタイトルで、「条例の推進」となっている。条例の目的が協働を推進することとなっているのに、第18条では、条例を推進することが協働のまちづくりの具体的な実践であるということを行っているのがループしているのではないか、協働のまちづくりと限定的にしまわれない方が良いのではないか。
- 結論が出た訳ではないが、この条例の基本となるものは協働ということに基づいて作ったので、協働をとってしまうと全体がぼやける。「推進」という言葉は、適当な言葉が見つからないので、現在の言葉に落ち着いているが、章や条項のタイトルを見直すことで整合性がとれるのではないかと議論をした。

5. 出された想定パブリックコメントに対する回答案

■回答案の出なかった想定質問

- ・市民の定義を野々市市に通勤や通学する人まで広げた意味は何か。
- ・まちづくりに伴う負担とは何か。強制か。
- ・第15条「条例で定める」とは野々市市個人情報保護条例など具体的な条例名を記載すべきではないか。
- ・第5条「まちづくりに伴う負担を分担」とは、具体的にどのようなことか。
- ・推進指針には創造力をなぜ入れていないのか。
- ・何の協働を目的としているか。
- ・市民活動を行う拠点が図書館等に設置されたり、協働コーディネーターが配置される予定はあるか。
- ・具体的な課題は想定されているか。市民活動に関する企業の責務はあるか。
- ・市民がまちづくり活動に参加しやすくする、時間を確保する内容を盛り込めないか。
- ・第9条、10条で市民に対しての適切な支援はどのような支援をどこまでするのか、新たな規則等が必要になるのでは。
- ・市民の責務とは具体的にどのようなことがあるか。

- ・第2条6項の協働の定義で、市民、議会、行政の中で実際に協働を役割と責務として位置づけているのが行政のみとなっているが、協働をする責任が議会と市民に入っていない。
- ・協働を個別の章にしなかった意図はあるか。例えば第5章を第18条に入れることもできたのでは。



■出た想定質問に対しての意見

出された想定質問に対して、主に議論で回答案の出なかった質問に対して、全体で共有した上で、各自の意見をふせん紙に書いて貼り出した。

- ・第7条の4項の市長と行政の役割と責務の部分と、第8条の3項は市民の意見を的確に把握することとあるが重複する。
- 市長は、市民から選ばれた代表者であることに関わる役割と責務に焦点を当ててはどうか。
- ・市民がまちづくり活動に参加しやすくするような内容を盛り込めないか。
- 協働をルール化すると野々市市は必然的に自発心が入るので協働しやすくするような協働をルール化するという意見が出ている。
- ・市民に対しての適切な支援とはどのような支援があるのか。
- 経済的な支援、第9条、10条の情報提供の方法として広報や周知、具現化すれば予算措置などの適切な支援があるのではないか。
- ・市民の責務とあるが具体的にどのようなことか。
- ゴミ拾いや挨拶など自分でできるものは何でも良い。以前の会議で話していた理想の市民の部分から具体的に回答できれば良い。
- ・協働の定義については回答案が出ていない。
 - ・協働を個別の章に入れなかった意図はあるか。
- 市民、議会、行政の各主体で考え、その間にあるものの。

- ・第5章を第18条に入れる案は、具体的な回答が得られていない。
- ・市民の定義を広くした意味
- まちづくりは住民だけでなく昼間など一部だけでも生活する人たちも関わることが重要。委員会の中では特に学生なども考慮して市民の定義を広くした。
- ・まちづくりに伴う負担とは何か。
- 具体的にはお金や時間、労力。お金に関しては税金、分担金、会費、使用料、寄付など。
- ・条例で定めるといえるものは、条例名を入れれば良い
- 指摘の通り。
- ・創造力はなぜ入れていないのか。
- 協働をルール化すると、先に指針ができていますので、協働という言葉を使うと自発心と連帯感と創造力がついてくるという考え方。
- ・具体的な課題は想定されているか。
- 条文の中に言葉を書くのは大変なので、推進指針にある課題をいくつか書いてはどうか。
- ・第5条の2項の、市民活動に対する企業の責務
- 広く市民の一員として、市民と同様の責務がある。

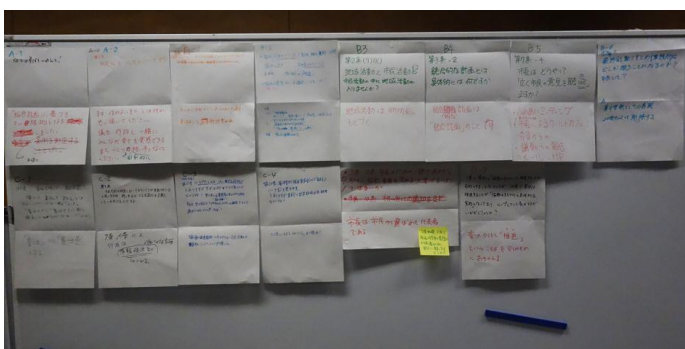
で、そのときに出た質問の回答を考えたい。

- ・条例は一旦この委員会の手を離れて市から正式にパブリックコメントが出されているので、本日の意見を反映したい場合は、正式な手順を踏んでパブリックコメントで質問する必要あり。
- ・条文の変更はパブリックコメントの回答のタイミングしかないということなので、次回は重要。

6. 閉会

■藤田会長より

今日は市民会議の方に来ていただき、大変有意義な時間だった。ワーキンググループも含めて多様な意見を汲んで作っていきかけたというのは今から思えばあるが、これだけ立派な条文ができています。事務局が大変になるが、産みの苦しみだと思っているので意見がある人は出して進めていきたい。



■今後の予定

- ・パブリックコメントは2日に出して、21日まで20日間の期間をとる。22日に策定委員会があるの